

いずみ心療内科クリニック	広島市安佐南区西原六丁目8番4号ブレイスコート西原1階	和泉 宏明	平成18年6月1日
広島グリーンヒル病院	広島市佐伯区五日市町下河内188-6	医療法人 和同会 理事長 高橋啓治	平成18年5月25日
西広島どんぐり薬局	広島市西区己斐本町三丁目1番6号	有限会社ゴードカンパニー 代表取締役 郷田克也	平成18年5月1日

~~~~~  
広島市告示第356号

平成18年6月1日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称           | 所 在 地              | 開設者氏名                               | 辞退年月日      |
|---------------|--------------------|-------------------------------------|------------|
| 松田病院          | 広島市南区翠四丁目13番7号     | 松田文雄                                | 平成18年4月30日 |
| 八丁堀パセリ薬局      | 広島市中区八丁堀13番20号     | 有限会社アスリーム・コーポレーション<br>代表取締役<br>向井光章 | 平成18年4月30日 |
| こうの脳神経外科クリニック | 広島市中区西白島町16番17号    | 河野宏明                                | 平成18年4月30日 |
| しらたきクリニック     | 広島市佐伯区八幡二丁目6番16号   | 白龍正昇                                | 平成18年4月30日 |
| 松原内科医院        | 広島市安佐南区東野三丁目29番22号 | 松原正紘                                | 平成18年4月30日 |

~~~~~  
広島市告示第357号

平成18年6月2日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委託を受けた者

名 称	住 所	代 表 者
住田株式会社	広島市中区東平塚町1番9号	代表取締役 小西 光信

2 委託した期間

平成18年6月1日から平成19年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示第358号

平成18年6月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示第359号

平成18年6月7日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安芸区中野六丁目の3253番1の一部、3270番3の一部、3270番4の一部、3270番5の一部及び3276番4の一部

2 開発面積

A=2,916.67平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区舟入川口町17番20号

株式会社 新星

代表取締役 松本 敏子

4 検査済証交付年月日

平成18年6月7日

~~~~~  
広島市告示第360号

平成18年6月7日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市農業集落排水処理施設条例（平成6年広島市条例第15号）第4条の規定により告示します。

なお、関係図面は、経済局農林水産部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 供用を開始する年月日

平成18年6月7日

2 汚水を排除及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、<br>及び処理する区域 | 排水処理施設の名称      |
|---------------------|----------------|
| 安佐北区白木町の一部          | 三田農業集落排水処理施設   |
| 安佐北区白木町の一部          | 下三田農業集落排水処理施設  |
| 安佐北区白木町の一部          | 須沢農業集落排水処理施設   |
| 安佐北区白木町の一部          | 井原高南農業集落排水処理施設 |

広島市告示第361号

平成18年6月12日

平成18年第3回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 招 集 日 平成18年6月19日

2 招集場所 広島市役所

広島市告示第362号

平成18年6月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第363号

平成18年6月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区東原三丁目784番1ほか23筆  
別紙による。

2 開発面積

7,615.07平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区東原三丁目12番19号

新具 勉

4 検査済証交付年月日

平成18年6月13日

別紙

広島市安佐南区東原三丁目

784番1, 785番1, 786番2, 800番1, 800

番2の一部, 800番3, 800番4, 801番1の一部,  
801番3, 801番5, 801番6, 802番1, 802  
番4, 803番1, 804番1, 804番2, 804番3,  
805番, 807番, 808番, 809番, 810番,  
811番1, 811番2

計24筆

広島市告示第364号

平成18年6月14日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区大町東三丁目の644番1, 644番4,  
644番5, 657番1, 657番2, 657番3及び  
657番4

2 開発面積

1,836.32平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市南区東雲本町一丁目9番2号

友建ホーム株式会社 代表取締役 桑原 将実

4 検査済証交付年月日

平成18年6月14日

広島市告示第365号

平成18年6月16日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区上安二丁目の62番1及び62番13

2 開発面積

1,183.05平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区長楽寺一丁目31番30号

中村 ミサノ

4 検査済証交付年月日

平成18年6月15日

広島市告示第366号

平成18年6月20日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スパークニュー庚午店  
(2) 所在地 広島市西区庚午北二丁目340番 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者

大下 マサエ  
広島市西区高須三丁目5番20号

## 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

(変更前)

180台

(変更後)

65台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

5ヶ所

(変更後)

4ヶ所

## 4 変更年月日

平成18年11月3日

## 5 届出年月日

平成18年6月2日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部市政振興課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成18年6月20日から10月20日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。)

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成18年10月20日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

広島市告示第367号

平成18年6月20日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の当該農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市役所経済局農林水産部及び広島市安佐北区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

## 縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで。

広島市告示第368号

平成18年6月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 供用を開始する年月日

平成18年6月20日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

- 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

| 区 分              | 下水を排除する区域 |                    | 排水施設の方式 |
|------------------|-----------|--------------------|---------|
|                  | 区 名       | 町 名                |         |
| 汚 水 及 び<br>雨水を排除 | 南 区       | 堀越二丁目の一部           |         |
|                  | 西 区       | 古江西町の一部            |         |
|                  | 安佐北区      | 三入南二丁目の一部          |         |
|                  | 安 芸 区     | 中野東二丁目の一部          |         |
|                  | 東 区       | 戸坂数甲二丁目、中山南一丁目の各一部 | 分 流 式   |
|                  | 西 区       | 井口二丁目の一部           |         |
|                  |           | 八木四丁目、緑井六丁目、       |         |

|       |      |                                              |
|-------|------|----------------------------------------------|
| 汚水を排除 | 安佐南区 | 大町西一丁目、大町西三丁目、上安町、高取北三丁目、長東二丁目、山本四丁目、沼田町の各一部 |
|       | 安佐北区 | 深川三丁目の一部                                     |
|       | 安芸区  | 上瀬野一丁目、中野六丁目、中野東二丁目、矢野東二丁目の各一部               |
|       | 佐伯区  | 八幡一丁目、城山一丁目、五日市三丁目の各一部                       |

広島市告示第369号

平成18年6月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 下水の処理を開始する年月日  
平成18年6月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

（別紙）

| 下水を処理する区域 |                                                          | 終末処理場の位置及び名称                       |
|-----------|----------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 区名        | 町名                                                       |                                    |
| 東区        | 戸坂数甲二丁目の一部                                               | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部浄化センター |
| 西区        | 古江西町、井口二丁目の各一部                                           |                                    |
| 安佐南区      | 八木四丁目、緑井六丁目、大町西一丁目、大町西三丁目、上安町、高取北三丁目、長東二丁目、山本四丁目、沼田町の各一部 |                                    |
| 安佐北区      | 深川三丁目、三入南二丁目の各一部                                         |                                    |
| 佐伯区       | 八幡一丁目、城山一丁目、五日市三丁目の各一部                                   | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道東部  |
| 東区        | 中山南一丁目の一部                                                |                                    |
| 南区        | 堀越二丁目の一部                                                 |                                    |
|           | 上瀬野一丁目、中野六丁目、                                            |                                    |

|     |                   |        |
|-----|-------------------|--------|
| 安芸区 | 中野東二丁目、矢野東二丁目の各一部 | 浄化センター |
|-----|-------------------|--------|

広島市告示第370号

平成18年6月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称                 | 所在地                | 指定年月日     |
|--------------------|--------------------|-----------|
| いずみ整形外科クリニック       | 広島市中区吉島西一丁目24番30号  | 平成18年4月1日 |
| デイサービス 榎           | 広島市中区榎町3番1号        | 平成18年5月1日 |
| 幟町訪問看護ステーション       | 広島市中区幟町13番4号       | 平成18年4月1日 |
| ヘルパー へさか福寿苑        | 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号 | 平成18年4月1日 |
| デイサービス へさか福寿苑      | 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号 | 平成18年4月1日 |
| 居宅介護支援事業所 へさか福寿苑   | 広島市東区戸坂大上一丁目5番1-8号 | 平成18年4月1日 |
| ビバわかさ・光町           | 広島市東区光町二丁目14番30号   | 平成18年5月1日 |
| めぐみデイサービス 宇        | 広島市南区宇品西一丁目2番31号   | 平成18年4月1日 |
| 介護老人保健施設 e ハウス     | 広島市南区仁保一丁目6番18号    | 平成18年6月1日 |
| 華てまり居宅介護支援事業所      | 広島市西区田方一丁目16番46号   | 平成18年1月1日 |
| 西大薬局北店             | 広島市西区観音本町二丁目3番3号   | 平成18年5月1日 |
| 荒木居宅介護支援事業所        | 広島市西区庚午北二丁目7番10号   | 平成18年5月1日 |
| アサヒサンクリーン株式会社広島営業所 | 広島市西区観音町9番22号      | 平成18年4月1日 |
| ワーカーズコープ せせらぎ      | 広島市安佐南区緑井四丁目30番2号  | 平成18年4月1日 |
| デイサービス・コムスン 緑井     | 広島市安佐南区緑井一丁目21番9号  | 平成18年5月1日 |